

公 示 日：2023 年 12 月 6 日（水）

調達管理番号：23a00767

国 名：タイ

担 当 部 署：地球環境部環境管理・気候変動対策グループ
環境管理・気候変動対策第一チーム

調 達 件 名：タイ国海洋ごみ統合モニタリングシステム構築アドバイザー業務
適用される契約約款：「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （１） 担当業務：海洋ごみ統合モニタリングシステム構築アドバイザー業務
- （２） 格 付：２号
- （３） 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- （１）全体期間：2024 年 2 月上旬から 2025 年 2 月中旬
- （２）業務人月： 9.00
- （３）業務日数：

- ・第 1 次 準備業務 3 日、現地業務 30 日、整理業務 3 日
- ・第 2 次 準備業務 3 日、現地業務 180 日、整理業務 4 日
- ・第 3 次 準備業務 3 日、現地業務 30 日、整理業務 4 日

本業務においては複数回（3 回を想定）の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な業務日程はプロポーザルで提案してください。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

- （４）前払金の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の36%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
 - (2) 見積書提出部数：1部
 - (3) 提出期限：2023年12月20日（水）（12時まで）
 - (4) 提出方法：電子データのみ
- 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)」
の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2024年1月9日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 26 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 30 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	環境政策（廃棄物管理）
対象国及び類似地域	タイ/東南アジア地域
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

タイ王国（以下、タイ）では、陸域から水路や河川等を通じて海洋に流出するごみは約 100 万トン/年と推計されており、その内プラスチックごみは約 28 万トン/年で、海洋に流出するごみの約 3 割を占めるとされている。世界全体を見た場合、タイの海洋へのプラスチックごみ流出量は全世界の約 3.5 %を占めており、世界第 6 位に位置付けられる¹。

上記背景を踏まえ、JICA では「タイ国循環型社会形成に向けた海洋ごみモニタリング及び廃棄物発電に係る情報収集・確認調査」（2020 年 12 月～2022 年 2 月）を実施した。同調査の結果、体系的にモニタリングを実施するためのタイ国の体制不足、全国統一的なモニタリング手法を定めたガイドラインや海洋ごみモニタリング・回収を実施するための法制度の欠如といった課題が挙げられた。タイでは天然資源環境省海洋沿岸資源局（Department of Marine and Coastal Research Center, Ministry of Natural Resources and Environment、以下「DMCR」）を筆頭に様々な

¹ Jambeck et al.(2015) Plastic waste inputs from land into the ocean, Science

機関が海洋ごみモニタリングを実施しているが、標準化されたモニタリング・評価方法論が定まっていない上、モニタリング結果が中央省庁に報告されていない状況が明らかになった。こうした現状を踏まえ、DMCR は海洋ごみ問題のクリアリングハウスとしてデータ収集、モニタリング、評価、行政や科学者への知見共有等を行う海洋ごみセンターの設立を構想している。

かかる背景を踏まえ、DMCR から我が国に対して、科学的根拠に基づいた海洋ごみ対策推進を目的とした DMCR の能力強化に係る支援が要請された。本専門家は DMCR による海洋ごみセンター設立に向けた支援を実施することを目的として派遣するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者はカウンターパート（C/P）機関である DMCR に配属され、タイにおける海洋ごみセンター設立計画（案）の策定に資する支援・助言を行う。

（１）具体的な担当事項

具体的な担当事項は以下の通りとする。

1) 海洋ごみセンター設立計画（案）の策定支援

- ① 海洋ごみモニタリングに係る国際的な潮流やタイ国内の法制度・戦略・方針・計画・体制・他ドナー支援、国内行政機関による取り組み等の確認、課題抽出を実施する。
- ② 海洋ごみセンターのタイ国内における位置づけや求められる役割・機能等を分析し海洋ごみセンター設立計画（案）を提言する。
- ③ タイ国内の海洋ごみモニタリング関係者を対象に調査結果や海洋ごみセンター設立計画（案）に関するワークショップを開催する。
- ④ その他、センターで実施する研修の検討や海洋ごみモニタリング方法やデータ分析・活用・公表に関するアドバイス、DMCR ならびにタイ側行政機関の体制整備や海洋ごみモニタリングに関する政策アドバイスや JICA によるタイ国向けの海洋ごみ関連支援の今後の方針に対する助言、DMCR が有する国内研究センター 6 か所のサイト視察を実施する。
- ⑤ JICA による短期調査団派遣に際し、団員構成や現地活動計画、日程策定に関する支援を実施する。

なお、①～③でそれぞれ 1 回ずつの渡航を想定しており、②の渡航である程度まと

まった期間現地に滞在し、業務を実施することを DMCR から期待されている。

（２）業務実施における留意点

業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して業務を進めるものとする。

１）適切なテーマ設定

タイ側の経験や能力を踏まえて、活動内容の適切な水準や内容を選択する必要がある。タイ側の既存の能力を十分把握した上で現実のニーズに対応することが肝要である。このため、初期段階でタイ側と専門家間での議論を踏まえたワークプランを合意したうえで実施に移すことが極めて重要である。参加者のニーズに合わせて適切なナレッジを提供する観点より、自治体や中央省庁での政策立案・実施過程を熟知している本邦専門人材の調査団派遣を JICA が行う予定があるが、JICA による調査団員構成や調査計画、日程案策定を支援する。

２）適切なファシリテーションの重要性

受注者が日本国内における環境管理政策の概要と経験を紹介し、教訓の適用を検討するだけでなく、タイ側が同国の現状や課題について述べ、必ず双方向での意見交換が行なわれるよう工夫する。すなわち、日本側からの一方的な講義に留まらず、コラボレーションの場にする必要がある。このような活動を通じ、相手機関の職員自身の政策立案・計画策定スキルを育成し、知見を共創していくような助言・能力強化が求められる。

３）関連するプロジェクトとの協調

タイでは、環境管理分野において「東南アジア海域における海洋プラスチック汚染研究の拠点形成」（2020 年 10 月～実施中）プロジェクト（地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム）として、チュラロンコン大学と九州大学による海岸および沿岸部、海洋域や陸域におけるプラスチックの排出量調査やモニタリング手順・海洋環境への影響等に係る共同研究を実施している。同プロジェクトの研究者との情報交換・成果共有等を通じ相乗交換を創出できるよう留意する。

その他、世界銀行、国連環境計画が策定した地域行動計画等との連携を図る。

４）既存資料の有効活用

本業務を実施するにあたり、受注者は既存資料を最大限に活用し、効率よく情報収集を行う。

- 「海洋プラスチックごみの実態把握及び資源循環に係る本邦技術の活用に向けた情報収集・確認調査」（2019 年 5 月～2020 年 3 月）
- 「タイ国循環型社会形成に向けた海洋ごみモニタリング及び廃棄物発電に

係る情報収集・確認調査」(2020 年 12 月～2022 年 2 月)

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) ワークプラン(全体及び各現地業務期間時)

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

- ・ 英文 3 部 (JICA 地球環境部、JICA タイ事務所、C/P 機関へ各 1 部)
- ・ 和文 2 部 (JICA 地球環境部、JICA タイ事務所へ各 1 部)

(2) 現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

- ・ 英文 3 部 (JICA 地球環境部、JICA タイ事務所、C/P 機関へ各 1 部)
- ・ 和文 2 部 (JICA 地球環境部、JICA タイ事務所へ各 1 部)

最終の現地業務結果報告書(英文)には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

- ・ 海洋ごみセンター設立計画(案)に関する提言

(3) 専門家業務完了報告書(和文 3 部)

2025 年 2 月 14 日(金)までに提出。

業務完了報告書(和文)を、JICA 地球環境部及びタイ事務所に提出し、報告する。C/P と協働して作成した資料については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023 年 10 月)」の「XI. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

参考まで、JICA の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

● 日本⇄バンコク

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の経費（予定）については、JICA タイ事務所より業務従事者に対し、必要に応じ臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・ 車両借上費
- ・ 現地国内航空賃
- ・ セミナー開催費
- ・ 事務所関連経費

* 臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、C/P 機関を含むタイ政府公官庁職員の多くが休暇に入るため、4 月及び 7 月は避けて提案してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 宿舍手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ：なし

- エ) 資料翻訳 (英語⇔タイ語) : あり
- オ) 通 訳 備 上 : あり
- カ) 現地日程のアレンジ : 第 1 次現地派業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
- キ) 執務スペースの提供 : DMCR 内における執務スペース提供 (ネット環境完備予定)

*現状、JICA タイ事務所による当該専門家の現地専属秘書の雇用は予定しておらず、適宜 C/P チームの協力を得て業務を進めて頂きます。但し、現地専属秘書の雇用が必要な場合、その理由と具体的な業務内容をプロポーザルに記載ください。

(2) 参考資料

- ① 本業務に本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

「海洋プラスチックごみの実態把握及び資源循環に係る本邦技術の活用に向けた情報収集・確認調査」 (2019年5月～2020年3月)

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12355061.pdf>

「タイ国循環型社会形成に向けた海洋ごみモニタリング及び廃棄物発電に係る情報収集・確認調査」 (2020年12月～2022年2月)

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12364451.pdf>

- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料 : 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 配付依頼メール

- ・タイトル : 「配付依頼 : サイバーセキュリティ関連資料」
- ・本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公用旅券での渡航が原則となります。また現地滞在期間が 90 日を超える場合、出発時は無査証で入国頂き、その後 90 日超の滞在に向けた査証取得申請手続きを JICA タイ事務所が行います。

以上